

(参考)

宅配便等取扱実績の調査及び集計方法

1. この調査は、国土交通省が宅配便運賃又はメール便運賃を届け出ている各事業者に対し、下記の定義に該当する貨物の取扱数を任意の報告として求めたものであり、その結果を同一便名ごとに集計したものである。
2. 宅配便としてカウントする貨物は、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して運送した貨物とした。
3. メール便としてカウントする貨物は、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一口一冊の貨物を特別な名称を付して運送した貨物とした。

・消費者⇔消費者、企業⇒消費者、企業⇒企業等の運送形態には関係なく、上記に該当する運送はすべて宅配便又はメール便である。
・各事業者毎に全国の取扱個数を集計しているものであり、各都道府県別等地域別の集計は行っていない。